

令和元年 1 1 月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(令和元年 1 1 月 2 9 日)

生 活 環 境 部

陳情（新規）

消費生活センター

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県取組状況																																																																														
元年－20号 (元. 11. 21)	生活環境	公共放送の運営に係るコンプライアンスの徹底及び消費者保護体制の強化を求める意見書の提出について 倉吉市 (個人)	【現 状】 NHKの放送受信料に係る県消費生活センターへの相談状況 (1) 相談件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">相談 件数</th> <th colspan="8">契約当事者の年齢</th> </tr> <tr> <th>～19歳</th> <th>20歳代</th> <th>30歳代</th> <th>40歳代</th> <th>50歳代</th> <th>60歳代</th> <th>70歳代 以上</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1※</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>32</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>45</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>19</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>27</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>129</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> ※R元年度は11月25日現在 (2) 主な相談内容 ・テレビがない、またはテレビを見ていないのに受信契約させられた。 ・夜遅く強引に契約を迫られた。 ・受信の解約を忘れていたら、見ていない期間も受信料を請求された。 ・受信契約しなければならないのか。 【県の取組状況】 相談を受けた際に、以下のとおり助言を行った。 ・NHKとの受信料契約については、放送法により、受信設備のある世帯はNHKと契約をしなければならないこと等、基本的な事項を説明した。 ・契約するまで帰らない等、強引な態度で契約を迫ったことなどの苦情を、NHKの相談窓口に伝えるよう助言、又は相談員が代わって苦情を伝えた。 ・解約を忘れていた場合、NHKからの請求は続く旨を説明し、早めに解約するよう助言した。 <参考：放送法（抜粋）> (受信契約及び受信料) 第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。	年度	相談 件数	契約当事者の年齢								～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	不明	R1※	6	0	1	1	1	0	1	1	1	H30	32	2	1	4	3	7	6	7	2	H29	45	2	6	8	3	3	7	6	10	H28	19	1	2	1	0	2	5	3	5	H27	27	5	3	2	2	3	0	6	6	合計	129	10	13	16	9	15	19	23	24
年度	相談 件数	契約当事者の年齢																																																																															
		～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	不明																																																																								
R1※	6	0	1	1	1	0	1	1	1																																																																								
H30	32	2	1	4	3	7	6	7	2																																																																								
H29	45	2	6	8	3	3	7	6	10																																																																								
H28	19	1	2	1	0	2	5	3	5																																																																								
H27	27	5	3	2	2	3	0	6	6																																																																								
合計	129	10	13	16	9	15	19	23	24																																																																								

【陳情の要旨】

- 1 NHKの契約事務に係るコンプライアンスの徹底と、総務省等関係省庁における監督を強化すること。
- 2 消費者保護体制を強化すること。